

健生食輸発1107第1号  
令和5年11月7日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(ベトナム産メロンのクロルフェナピル)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年11月6日付け健生食輸発1106第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、地方自治体が実施した収去検査の結果、ベトナム産メロンにおいて、残留農薬の基準に違反した事例があったことから、ベトナム産メロンのクロルフェナピルに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げることとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和5年11月7日	ベトナム	メロン及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルフェナピル)	